

## 日本図書館協会と生涯学習審議会答申 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」

●  
薬袋秀樹

はじめに

本誌1998年5月号に「地方分権推進委員会の勧告と図書館界の課題」<sup>1)</sup>を投稿してから1年以上が経過した。その後、生涯学習審議会答申が出されたので、答申をめぐる問題について述べたい。

### 1. 生涯学習審議会答申の内容

生涯学習審議会は、地方分権推進委員会第2次勧告に対応するため、1998年3月に「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(中間まとめ)」<sup>2)</sup>(以下、「中間まとめ」という)、1998年9月に「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」<sup>3)</sup>(以下、「本答申」という)を答申している。両者は、図書館関係の項目ではまったく同文である。

「中間まとめ」は、第3章第1節1(1)で、図書館法第13条第3項の廃止の理由として「図書館長は図書館についての高い識見を持つことが求められるのはもとより当然ではあるものの、司書の資格は有していないが識見、能力から図書館長にふさわしいと言える人材を登用する場合も考えられる」と述べている。図書館長には、まず、図書館についての高い識見を求めており、高い識見は司書資格を指していると思われる。次に、次善の策として、図書館長にふさわしい識見、能力を求めている。

ここでの問題は、図書館長にふさわしい識見、能力とは何かである。図書館長に適した人材を確保するために、図書館長にふさわしい識見、能力とは何かについて、図書館界は自らの見解を明らかにする必要がある。一部に誤解されているように、答申は「司書有資格館長は必要ない」と主張しているわけではなく、図書館長は管理能力さえあればよいと主張しているわけでもない。

### 2. 『図書館雑誌』による答申の紹介と関連する論議

#### (1) 『図書館雑誌』1998年5-6月号

日本図書館協会は『図書館雑誌』1998年5月号に「中間まとめ」の概要全文と本文抜粋<sup>4)</sup>を掲載している。

『図書館雑誌』6月号には、山口源治郎「問われる図書館の自由と公共性-生涯学習審議会「中間まとめ」を読む」<sup>5)</sup>が掲載されている。山口は「2.(2)最低基準と館長資格の撤廃」で、館長資格の要件について、西崎恵の「従

来わが国の図書館活動をみるとき」で始まる立法趣旨の説明、司書館長の配置を義務づけた地方公共団体の条例の今後の2点について述べている。答申における館長司書資格要件の廃止の理由については述べていない。西崎の説明はこれまで多くの文献で繰り返し引用されている。答申を「読む」のが目的であるならば、答申における廃止の理由を説明すべきである。

#### (2) 日本図書館協会の見解

日本図書館協会は1998年5月に「中間まとめ」に対する見解を公表し<sup>6)</sup>、『図書館雑誌』7月号に掲載している。「1.「中間まとめ」の内容」では「中間まとめ」の図書館に直接関わる内容を5点にまとめているが、「(1)国庫補助を受ける場合の図書館長の司書資格要件等の廃止」では、館長司書資格要件を専任・有給等の事項と一緒に扱い、廃止の理由として「図書館の情報化や他の施設との連携、地域の実情に応じた多様な図書館サービスの推進等が求められていることなどから、今日必ずしも適当とはいえない」を挙げている。

「中間まとめ」は、館長司書資格要件については、1で示した別の理由を挙げている。上記の廃止の理由は「館長の専任・有給要件、人口等に応じた図書増加冊数、司書及び司書補の配置基準、建物の延べ面積基準」の廃止の理由として挙げたものである。不注意によるミスと思われるが、館長司書資格要件の廃止の理由として誤った理由を挙げている。

1998年9月の「本答申」に際しては、図書館関係の項目はまったく同文であったため、日本図書館協会は『図書館雑誌』にニュースを掲載するにとどまっている<sup>7)</sup>。

#### (3) 『図書館雑誌』1999年10月号

1999年7月の通称地方分権推進一括法の成立に伴い、『図書館雑誌』10月号に「小特集 地方分権と図書館法「改正」」が掲載されている。前田章夫は、館長司書資格要件の廃止について、政府は「司書資格を有している人材だけでなく、司書の資格を有していなくとも、識見・能力から図書館長に相応しい人材も図書館長として登用できるようにするため、この要件を廃止する」と説明していると論じている。廃止の理由のうち、後半は紹介さ

れているが、前半の高い識見が求められるのは当然であることが挙げられていない<sup>8)</sup>。

ほかに、澤谷とし子「『図書館法』の精神と滋賀の図書館づくり」<sup>9)</sup>が掲載されている。図書館法改正に対する疑問を示しており、図書館現場が置かれた困惑と苦渋がよく伝わってくる。だが、その内容は事情に通じていない人には誤解を招く恐れがある。『官庁速報』の記事<sup>10)</sup>の「生涯学習審議会や地方分権推進委員会などから、管理運営能力がある人物であれば、館長を司書に限るのは不合理などと指摘」されて、という記述を引用し、「管理運営能力がある人物であれば」というのはどういうことだろうか理解に苦しむ、「専門職館長の何がいけないのか理由が示されない」と書いている。

1で述べたように、答申はそのような主張をしているわけではない。この記事は、生涯学習審議会があたかも司書有資格館長に否定的態度を示し、管理能力さえあれば館長に適任であると論じているかのような印象を与える。また、文部省がそれに基づいて法改正をしたかのような誤解を与える。このような誤解が生じたのは澤谷氏が『官庁速報』の記事を資料として用いたからである。『官庁速報』は時事通信社刊行のニュース誌で、国の政策の根拠を示す資料となるものではない。資料としては審議会答申や所管官庁の政策文書を用いるべきである。

### 3. マスコミ報道と答申の読み方

行政の現場では審議会の答申が尊重されている。したがって、答申は、図書館職員が行政組織の中で活動する際の拠り所として役立つはずである。ところが、図書館界は、答申に対して最大限の期待を寄せ、それが受け入れられないと、自分の主張のすべてが否定され拒否されたかのように受け止めがちである。

新聞も、答申の内容を十分理解せず、誤った内容や誤解されやすい内容の記事を掲載することがある。図書館界は、答申の趣旨を明らかにし、記事の誤りを正し、誤解を解くように努めなければならない。ところが、図書館関係者自身が、しばしば、マスコミの誤った報道に影響されて、現実よりも後退した情勢分析をする場合がある。

以上の2点から、図書館界では、答申の趣旨を正確に理解する必要があることがわかる。特に、答申の内容が図書館界の主張と異なる場合ほど注意する必要がある。図書館界の主張のうち受け入れられるものは少ないとしても、すべてが否定されるわけではないからである。先入観を持たずに丁寧に読めば、答申の中に図書館界にとって対応の手がかりとなる文言が見つかる場合が少なくない。図書館の現場では、そのような点に注目して答申を活用しなければならない。

不正確な情報をもとに論じると、図書館界の主張が全面否定されたかのような印象を読者に与え、逆効果になる。このような記事を読んだ各地方自治体の管理部門は

心おきなく「行政改革」を進めることができる。今日のような環境の変化の激しい時期には、雑誌記事一つをとっても執筆者には細心の注意が必要なのである。

### 4. このままでは……

以上のように、この間の『図書館雑誌』の一連の記事は、答申が示している図書館法第13条第3項の廃止の理由を正確に紹介しているとは言い難い。1997年10月、日本図書館協会国の図書館政策に関する緊急対策会議は、日本図書館協会は「国の図書館政策との関連での議論が深まらず」「具体的な方針を示せないまま、常にその場しのぎの対応にとどまった」と指摘し、その原因5点を挙げ、その①として「的確な政策分析、情勢判断の欠如」を挙げている<sup>11)</sup>。2年後の現在も日本図書館協会は同じ課題に直面しているのではないだろうか。

### 注・引用文献

- 1) 葉袋秀樹「地方分権推進委員会の勧告と図書館界の課題－図書館界の現状を打開するために」『図書館雑誌』92(5), 1998.5, p.372-375.
- 2) 生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(中間まとめ)」(1998年3月23日)『社会教育』623, 1998.5, p.59-75.
- 3) 生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(1998年9月17日)『社会教育』629, 1999.11, p.60-72.
- 4) 生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(中間まとめ)<概要全文と本文抜粋>」『図書館雑誌』92(5), 1998.5, p.357-361.
- 5) 山口源治郎「問われる図書館の自由と公共性－生涯学習審議会「中間まとめ」を読む」『図書館雑誌』92(6), 1998.6, p.473-475.
- 6) 日本図書館協会「生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(中間まとめ)」について、日図協の見解と役割」『図書館雑誌』92(7), 1998.7, p.580-581.
- 7) 「生涯学習審、答申を提出－今後の社会教育行政の在り方について」『図書館雑誌』92(10), 1998.10, p.833.
- 8) 前田章夫「地方分権推進一括法の成立と図書館法の改正」『図書館雑誌』93(10), 1999.10, p.834-835.
- 9) 澤谷とし子「『図書館法』の精神と滋賀の図書館づくり」『図書館雑誌』93(10), 1999.10, p.836-837.
- 10) 「図書館長の司書資格義務付け廃止へ－地方の自主性を尊重－文部省」『官庁速報』13086号, 1997年3月4日, p.13-14.
- 11) 日本図書館協会国の図書館政策に関する緊急対策会議「『国の図書館政策に関する緊急対策会議』の終了について(報告)」『図書館雑誌』91(10), 1997.10, p.887.

(みない ひでき：図書館情報大学)

[NDC9:011 BSH:図書館行政]